

「脆弱性の評価」

① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1) 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化等)

町では、地震等、大規模自然災害発生時による建物の倒壊等による被害を未然に防ぎ、町民の安全・安心な生活を守るため、「矢吹町耐震改修促進計画（H20）」を策定し、町民に対し住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に取り組んでいるが、更なる住宅・建築物の耐震化の向上ため、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための補助制度や国の税制の活用の周知を図り、建築物の耐震改修を促進する必要がある。

(町有施設（本庁舎等）の耐震化及び長寿命化)

防災上重要な公共建築物である役場本庁舎の構造耐震指標値は（Is 値 0.58）であり、防災拠点施設としての耐震目標値（Is 値 0.75）を下回っており、地震等の大規模自然災害が発生した場合、機能不全となる可能性が否定できない状況であり、早急に耐震化対策を講じる必要がある。

(教育施設の耐震化等)

町内の学校施設（校舎・屋内運動場）においては耐震補強工事を実施し、全ての施設が耐震基準を満たしているが、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、更なる安全性向上を図る必要がある。

(公共施設等の長寿命化の推進)

学校などの教育施設、公営住宅、公民館や図書館などの様々な公共施設、並びに道路、橋梁などのインフラ資産等多くの公共施設は、整備から 30 年以上が経過し、耐用年数が経過した公共施設等も増えている。これら公共施設等は、災害時には指定避難所・指定緊急避難場所等として活用されるため、建替えや更新、補修等を計画的に行っていく必要がある。

(消防団の充実・強化)

地域に密着し、住民の安全・安心を守る重要な役割を担っている消防団ですが、社会構造・就業構造の変化などにより消防団員が減少していることから、特定の消防団活動（火災発生時の初期消火・後方支援等および大規模災害時活動）のみを行う機能別消防団員（消防団 OB 団員）の活用を図るとともに、消防団への加入を促進し消防団機能の充実と強化を図る必要がある。

(公園施設の減災対策等)

都市公園等は、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を担っており、防災効果を発揮できるよう災害への備えが必要であり、都市公園等の機能保全と公園利用者の安全確保を推進するため、適切な維持管理に努める。

(緊急輸送路等の防災・減災対策)

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査を行い、防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進するとともに、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備についても検討を進める必要がある。

(橋梁施設の耐震対策等)

町が管理する橋梁は 68 橋架設されており、平成 28 年・29 年において橋梁の点検を実施し、平成 30 年に「長寿命化修繕計画」を策定した。

点検の結果、架設後 30 年以上経過した橋梁が約 84%を占めており、今後、計画的かつ予防的な改修工事を行っていくとともに、緊急輸送路に位置する橋梁について耐震化対策を講ずる必要がある

(空き家・空き地対策の推進)

平成 30 年度に実施した空き家調査によると、町内には 219 棟の空き家があることが判明している。

適切な管理が行われていない空き家は大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の危険性が高いとともに、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有しており、空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、国、県、町及び地域住民等が連携して総合的な空き家対策を推進していく必要がある。

また空き家と同様に適切な管理が行われていない空き地についても、総合的な対策を推進していく必要がある。

(2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(都市下水路の整備等)

市街地等において、台風や集中豪雨などの治水対策として、都市下水路の適正な維

持管理と改修等に取り組むとともに、大規模自然災害が発生し、施設が被災した場合においても、迅速かつ的確な初動対応を実現できる体制の強化を図る必要がある。

(河川管理施設の整備等)

河川管理施設等は地域住民の生命・財産を守り、また農業等の産業の発展に欠かせない施設であることから施設の整備にあたっては、耐震性に十分考慮し、河川改修や河川施設の長寿命化等について国や県との連携のもと計画的に推進するとともに、浸水想定区域における防災体制の構築と、大規模自然災害に対しては迅速かつ的確な初動対応のため連携強化を図る必要がある。

(農地等の整備等)

水田等の農地は豪雨時の洪水調節機能を果たすほか、農業用排水路は雨水排水の円滑化を図るうえで有効な施設であるため、農地等を適正に管理し、治水機能の維持強化を進めていく必要がある。

(洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの更新)

令和元年台風第 19 号においては、既存の洪水ハザードマップの浸水想定エリアより広いエリアに浸水被害が発生したことから、洪水ハザードマップの早期の更新が必要である。

台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民の生命・財産を守るため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難勧告等を遅滞なく発令できるよう、当町における避難勧告等の発令基準等について随時検討を行うとともに、関係機関が連携して対応できる体制の整備を図り、防災・減災対策の充実を図る必要がある。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築)

洪水等の水害やがけ崩れ等の土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく必要がある。

(3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)

地震や降雨に伴うがけ崩れに土砂災害から町民の生命と財産を守るため、県と連携のもと土砂災害防止等施設の整備をハード対策として推進する。

県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ等の災

害に対応するための警戒避難基準に関する資料により、土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、災害時の避難行動等について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を迅速かつ的確に伝える体制の整備に努める。

(土砂災害等防止施設の整備等)

町内には土砂災害危険箇所 11 か所に点在しており、県と連携し、土砂災害等防止施設の整備と併せて、適切な維持管理及び土砂災害等防止施設の整備促進のために協議を進める。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築)【再掲】

洪水等の水害やがけ崩れ等の土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

(4) 暴風雪・豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化)

道路の除雪に関しては、毎年、町内建設関係事業者で構成されている矢吹町建設協力会と町とにおいて、除雪時期前に町道等の除雪事業に係る打合せ会を実施し、除雪計画及び実施路線の確認を行っているが、他の道路管理者との連携も検討していくとともに、沿道私有地の立ち木の倒木等により重大な支障が出る恐れもあるため、沿道の整備も合わせて検討する。また、積雪が 50 cm を超える場合となれば、電気通信施設への被害も発生する恐れがあることから、それらに対応するための体制の構築を図る。

(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災教育の推進)

安全教育の一環として学校において、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、日常的な備えと状況に応じた的確な判断のもと自らの安全を確保するためにできるようにすること、災害発生時において、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら防災教育を推進する。

また、地震等の災害発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的実施し、自助・共助の取り組みを充実させることが重要であり、住民に対し、気象庁が発表する緊急地震速報や各種警報等、防災上必要な知識の普及・啓発及び防災組織の育成指導に努める。

（住民等への情報伝達体制の強化）

当町における情報伝達方法としては、防災無線（屋外拡声システム）、防災ラジオ（戸別受信機）、携帯電話を活用したメール、防災アプリ等での情報提供等がある。防災無線については、従来から問題となっていた「聞こえない、聞き取れない」といった難聴地区問題を解決するため、平成 28 年に機器を更新し、さらに防災ラジオとのシステム統一化・一元化を図った。

防災ラジオは停電時においても受信が可能であるため、大規模災害発生時の情報伝達手段としては、一定の効果が期待できるが、全戸に配置されているわけではないため、防災ラジオの設置について啓発を図る必要がある。

（避難所の機能強化）

現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る必要がある。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め、避難所の機能強化を図る必要がある。

（福祉避難所の充実・確保）

本町においては現在、医療法人あさひ会と災害時における福祉避難所の運営設置に関する協定を結んでいるが、町内各地に福祉避難所として利用できる施設を確保する必要がある。

（訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化）

災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な行動できるよう、各種の防災訓練及び災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、防災関係機関や地元消防団等の連携体制と災害対応力の強化、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

（在留外国人に対する多言語による情報提供）

在留外国人は、町内企業等の技能実習制度の活用により年々増加しており、大規模

災害発生時等における、避難情報の提供について、多言語行政サービスや同時通話が可能な通信機器の設置等を検討する。

（自助・共助の取組促進）

災害による被害を軽減するためには、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

当町においても少子高齢化・人口減少等により、地域コミュニティが衰退してきており、地域の防災力の低下が予想されることから、町民の自助・共助について理解を深めていく必要がある。

（自主防災組織等の結成及び強化）

地域における相互扶助による防災活動が展開できるよう、自主防災組織の必要性について積極的に広報活動を行うとともに、研修会、防災訓練等、防災組織の活動を促進する取組を実施し、防災組織の結成と機能強化を図り、地域防災力の向上を図る必要がある。

② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

(1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給体制の充実・強化)

大規模自然災害等の発生時における生活必需品等の調達や緊急輸送に関する協定を関係団体と締結しているが、協定内容について確認や見直しを行うとともに、定期的な協議を行う必要がある。

(応急給水体制の整備)

大規模自然災害が発生した場合であっても、飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄を継続して取り組む。また町民に対しても飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る必要がある。

(上水道施設の防災・減災対策)

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道施設（基幹管路・配水管や配水池等）の耐震化や更新等、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制の整備を促進する必要がある。

(避難所の機能強化)【再掲】

現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る必要がある。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め、避難所の機能強化を図る必要がある。

(非常用物資の備蓄)

大規模自然災害発生時において、必要とされる非常用備蓄品について、計画的に備蓄しているが、使用期限の到来する備蓄品の適切な更新等を行っていくとともに、町の防災備蓄倉庫だけでは備蓄スペースに限りがあるため、避難所等においても非常用物質について備蓄を検討する必要がある。

(大規模災害時等における応援体制の充実・強化)

大規模災害時、県や近隣市町村、姉妹都市や交流市町村等と相互応援協定を締結しているが、を通じて各相互応援協定の実効性を確保するため、定期的な協議を行い、

情報共有を図っていく必要がある。

（自助・共助の取組促進）【再掲】

災害による被害を軽減するためには、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

当町においても少子高齢化・人口減少等により、地域コミュニティが衰退してきており、地域の防災力の低下が予想されることから、町民の自助・共助について理解を深めていく必要がある。

（緊急輸送路等の防災・減災対策）【再掲】

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査を行い、防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進するとともに、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備についても検討を進める必要がある。

（迂回路となり得る農道の整備）

地域の生活道路、農作業の利便性向上等、多様な目的により整備されている農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査を行い、防災・減災の観点からも計画的な整備を推進する。

(2) 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下

（訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化）【再掲】

災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な行動できるよう、各種の防災訓練及び災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、防災関係機関や地元消防団等の連携体制と災害対応力の強化、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

（大規模災害時等における応援体制の充実・強化）【再掲】

大規模災害時、県や近隣市町村、姉妹都市や交流市町村等と相互応援協定を締結し

ているが、を通じて各相互応援協定の実効性を確保するため、定期的な協議を行い、情報共有を図っていく必要がある。

（消防団の充実・強化）【再掲】

地域に密着し、住民の安全・安心を守る重要な役割を担っている消防団ですが、社会構造・就業構造の変化などにより消防団員が減少していることから、特定の消防団活動（火災発生時の初期消火・後方支援等および大規模災害時活動）のみを行う機能別消防団員（消防団 OB 団員）の活用を図るとともに、消防団への加入を促進し消防団機能の充実と強化を図る必要がある。

（広域的な医療体制の充実・強化）

災害発生時において、多くの負傷者が発生した場合、町内医療機関における医師の不足、医療資機材の不足が生ずる可能性があることから、広域的な医療活動の応援協力を得るため、県、関係市町村及び関係機関と連携し、医療体制の充実・強化を図る必要がある。

（災害時医療・福祉人材の確保）

災害発生時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係医療機関及び防災関係機関との連携強化を促進するとともに、防災訓練や研修等を実施し、災害時における医療・福祉の人材確保を図る。

（傷病者等搬送体制の確立）

災害により、搬送経路となるべき道路交通基盤が被害を受けた場合を考慮し、複数の搬送経路を検討するとともに、ドクターヘリ離発着箇所の指定等広域搬送拠点の確保に努める。

（福祉避難所の充実・確保）【再掲】

現在、医療法人あさひ会と町とにおいて、災害時における福祉避難所の運営設置に関する協定を結んでいるが、町内各地に福祉避難所として利用できる施設を確保する必要があるため、医療施設や介護施設など関係機関との協議、検討を進める。

（下水道業務継続計画（BCP）の更新・見直し）

大規模自然災害、事故等により下水道施設が被災した場合であっても、下水道の機能の維持、または早期回復するため、策定された「矢吹町下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、訓練の実施や計画見直し等を行い、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

(下水道施設の維持管理)

大規模自然災害等によって町民生活に重要なライフラインの一つである下水道施設の機能が損なわれた場合、衛生環境の悪化や疫病、感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

(3) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症予防措置の推進)

災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐため、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組むとともに、関係機関と連携を図り感染症予防措置を推進する。

(避難所の機能強化)【再掲】

現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る必要がある。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め、避難所の機能強化を図る必要がある。

③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(1) 災害時の治安維持等災害対応力の強化

(災害時の治安維持体制の検討)

大規模災害の発生による停電、道路交通の混乱や避難に伴う空き家の増加により犯罪増加が予想されるため、関係機関との災害時の治安維持体制について検討を進めていく必要がある。

(2) 町行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続に必要な体制の整備)

大規模自然災害発生し、職員自らも被災した場合、行政機能の低下が予想される。

その状況において、災害復旧や優先度の高い業務を的確に行うため、業務継続計画を作成し、業務継続のための訓練や非常時優先業務の検討、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制を構築する必要がある。

(受援体制の整備)

大規模自然災害発生時には、県や他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れるために、受け入れの窓口や対象業務等を定める受援体制の整備を推進するとともに、各種相互応援協定等について、相互に情報共有を図り連携を強化する必要がある。

(防災拠点施設の機能確保)

防災拠点施設である矢吹町役場本庁舎等の情報通信、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

(町有施設（本庁舎等）耐震化及び長寿命化)【再掲】

防災上重要な公共建築物である役場本庁舎の構造耐震指数値は（Is 値 0.58）であり、防災拠点施設としての耐震目標値（Is 値 0.75）を下回っており、地震等の大規模自然災害が発生した場合、機能不全となる可能性が否定できない状況であり、早急に耐震化対策を講じる必要がある。

(公共施設等の長寿命化の推進)【再掲】

学校などの教育施設、公営住宅、公民館や図書館などの様々な公共施設、並びに道路、橋梁などのインフラ資産等多くの公共施設は、整備から 30 年以上が経過し、耐

用年数が経過した公共施設等も増えている。これら公共施設等は、災害時には指定避難所・指定緊急避難場所等として活用されるため、建替えや更新、補修等を計画的に行っていく必要がある。

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化)【再掲】

災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な行動できるよう、各種の防災訓練及び災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、災害対応に必要な見直しを積み重ねていくことにより、防災関係機関や地元消防団等の連携体制と災害対応力の強化、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化)【再掲】

大規模災害時、県や近隣市町村、姉妹都市や交流市町村等と相互応援協定を締結しているが、を通じて各相互応援協定の実効性を確保するため、定期的な協議を行い、情報共有を図っていく必要がある。

(緊急車両等に供給する燃料の確保)

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、関係機関と協定を締結しているが、燃料の不足等により、住民生活の混乱も生じるため、関係機関との連絡体制、供給方法等についても確認が必要である。また災害時に必要な燃料の備蓄についても検討していく必要がある。

⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

（緊急輸送路等の防災・減災対策）【再掲】

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査を行い、防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進するとともに、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備についても検討を進める必要がある。

（迂回路となり得る農道の整備）【再掲】

地域の生活道路、農作業の利便性向上等、多様な目的により整備されている農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査を行い、防災・減災の観点からも計画的な整備を推進する。

（橋梁施設の耐震対策等）【再掲】

町が管理する橋梁は 68 橋架設されており、平成 28 年 29 年において橋梁の点検を実施し、平成 30 年に「長寿命化修繕計画」を策定した。

点検の結果、架設後 30 年以上経過した橋梁が約 84%を占めており、今後、計画的かつ予防的な改修工事を行っていくとともに、緊急輸送路に位置する橋梁について耐震化対策を講ずる必要がある

（家畜伝染病対策の充実・強化）

家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策のための各種予防注射の実施を推進するとともに、災害時における初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の一層の強化を図る。

(2) 食料等の安定供給の停滞

（緊急輸送路等の防災・減災対策）【再掲】

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的

な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査を行い、防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進するとともに、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備についても検討を進める必要がある。

（迂回路となり得る農道の整備）【再掲】

地域の生活道路、農作業の利便性向上等、多様な目的により整備されている農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査を行い、防災・減災の観点からも計画的な整備を推進する。

（食料生産基盤の整備）

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

（農業水利施設の適正な保全管理）

町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少等により、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設の適正な維持管理に取り組める体制づくりを促進する。

⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

(避難所等へのLPガス供給)

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定の締結を進め、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保するとともに、いつ起こるかわからない災害に備えて、日頃からの協力要請や連絡体制を相互に確認し、ガス供給事業者との連携強化に取り組む。

(電力関係事業者との連携強化)

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等、重要施設において必要となる電力を確保するため、日頃からの電力関係事業者及び町内の電気設備事業者との連絡体制の確認、連携強化を図り、各施設の電力の応急対策の充実に取り組んでいく。

(緊急車両等に供給する燃料の確保)【再掲】

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、関係機関と協定を締結しているが、燃料の不足等により、住民生活の混乱も生じるため、関係機関との連絡体制、供給方法等についても確認が必要である。また災害時に必要な燃料の備蓄についても検討していく必要がある。

(避難所の機能強化)【再掲】

現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る必要がある。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め、避難所の機能強化を図る必要がある。

(2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の防災・減災対策)【再掲】

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道施設（基幹管路・配水管や配水池等）の耐震化や更新等、適切な維持管理を計画

的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制の整備を促進する必要がある。

（下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進）【再掲】

大規模自然災害、事故等により下水道施設が被災した場合であっても、下水道の機能の維持、または早期回復するため、策定された「矢吹町下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、訓練の実施や計画見直し等を行い、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

（下水道施設の維持管理）【再掲】

大規模自然災害等によって町民生活に重要なライフラインの一つである下水道施設の機能が損なわれた場合、衛生環境の悪化や疫病、感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

（農業集落排水施設の整備等）

農業集落排水施設の最適化構想をもとに、各地区の集落排水施設について、安定的な能力を発揮するために、計画的な改築・更新をすすめ、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全や公共用水域の水質保全を促進する。

(3) 地域交通ネットワークが分断する事態

（緊急輸送路等の防災・減災対策）【再掲】

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査を行い、防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進するとともに、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備についても検討を進める必要がある。

（迂回路となり得る農道の整備）【再掲】

地域の生活道路、農作業の利便性向上等、多様な目的により整備されている農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査を行い、防災・減災の観点からも計画的な整備を推進する。

（橋梁施設の耐震対策等）【再掲】

町が管理する橋梁は 68 橋架設されており、平成 28 年 29 年において橋梁の点検を実施し、平成 30 年に「長寿命化修繕計画」を策定した。

点検の結果、架設後 30 年以上経過した橋梁が約 84%を占めており、今後、計画的かつ予防的な改修工事を行っていくとともに、緊急輸送路に位置する橋梁について耐震化対策を講ずる必要がある

（ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備）【再掲】

地震や降雨に伴うがけ崩れに土砂災害から町民の生命と財産を守るため、県と連携のもと土砂災害防止等施設の整備をハード対策として推進する。

県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ等の災害に対応するための警戒避難基準に関する資料により、土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、災害時の避難行動等について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を迅速かつ的確に伝える体制を整備する。

（雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化）【再掲】

道路の除雪に関しては、毎年、町内建設関係事業者で構成されている矢吹町建設協力会と町とにおいて、除雪時期前に町道等の除雪事業に係る打合せ会を実施し、除雪計画及び実施路線の確認を行っているが、他の道路管理者との連携も検討していくとともに、沿道私有地の立ち木の倒木等により重大な支障が出る恐れもあるため、沿道の整備も合わせて検討する。

また、積雪が 50 cmを超える場合となれば、電気通信施設への被害も発生する恐れがあることから、それらに対応するための体制も構築する。

（地域交通の確保）

鉄道・タクシー等の地域交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、交通機関の利用促進・経営安定化支援など、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進する。

(4) 異常渇水等による用水の供給途絶

（渇水時における情報共有体制の確保）

いざ渇水が発生したとしても町内の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実

現できるよう、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けた取組を促進する。

（農業用水の渇水対策）

異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実にに向けた取組を推進する。

⑦ 制御不能な二次災害を発生させない

(1) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業水利施設の適正な保全管理)【再掲】

町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少等により、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設の適正な維持管理に取り組める体制づくりを促進する。

(農業用ため池の防災・減災対策)

東日本大震災では多くのため池で損壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、農業用ため池の防災・減災対策の推進を図る。

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)【再掲】

地震や降雨に伴うがけ崩れに土砂災害から町民の生命と財産を守るため、県と連携のもと土砂災害防止等施設の整備をハード対策として推進する。

県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ等の災害に対応するための警戒避難基準に関する資料により、土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、災害時の避難行動等について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を迅速かつ的確に伝える体制を整備する。

(2) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、工場・事業所における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境（大気・排出水等）の調査に取り組むとともに、工場・事業所における管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を促進し、有害物質使用工場・事業所における防災・減災対策及び有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

(アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体)

災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあることから、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ確な

応急対策を行うための体制整備を進める。

(3) 農地等の荒廃による被害の拡大

(食料生産基盤の整備)【再掲】

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

(農業水利施設の適正な保全管理)【再掲】

町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組める体制づくりを促進する。

(鳥獣被害防止対策の充実・強化)

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、農地の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

(農業の担い手確保・育成)

農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響による風評等、営農意欲の減退等の課題が懸念される中において、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。

(4)風評等による地域経済等への甚大な影響

(風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等)

○災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報を発信していくとともに、新たな観光資源の開発や観光施設の整備、農業と観光が連携した新たな誘客スポット等を創出して、交流人口・観光人口に対する戦略的・効果的な対策に取り組むとともに、食の高付加価値化や農産物の加工品の販売・消費拡大を図るため、農産物販路拡大及び「6次化商品開発」の支援対策に努め産地ブランド力の向上に取り組む。

⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(1) 発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定・処理・収集運搬体制の充実・強化)

大規模な災害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する体制の充実・強化に取り組んでいく。

(2) 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(人的支援の受け入れ)

町の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、復旧・復興が遅れる事態を回避するため、関係機関との連携を密にしながら、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の受け入れ等を円滑に行う体制の整備を進めていく。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化)【再掲】

大規模災害時、県や近隣市町村、姉妹都市や交流市町村等と相互応援協定を締結しているが、を通じて各相互応援協定の実効性を確保するため、定期的な協議を行い、情報共有を図っていく必要がある。

(復旧・復興を担う人材の育成)

大規模自然災害の発生時において、二次災害の発生を未然に防止し、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整えるため、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を推進する。

(災害・復興ボランティア関係団体との連携強化)

大規模自然災害が発生した場合、ボランティアを必要とする応急対応の内容及び場所の把握に努め、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、矢吹町社会福祉協議会等、関係機関団体等との連携を強め、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図り効率的な活用を図る。

(3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域交通の確保）【再掲】

鉄道・タクシー等の地域交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、交通機関の利用促進・経営安定化支援など、地域交通の維持・確保のための取組を推進する。

（自助・共助の取組促進）【再掲】

災害による被害を軽減するためには、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

当町においても少子高齢化等により、地域コミュニティが衰退してきており、地域の防災力の低下が予想されることから、町民の自助・共助について理解を深めていく必要がある。

（自主防災組織等の結成及び強化）【再掲】

地域における相互扶助による防災活動が展開できるよう、自主防災組織の必要性について積極的に広報活動を行うとともに、研修会、防災訓練等、防災組織の活動を促進する取組を実施し、防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る必要がある。

（地籍調査の推進）

地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資するものであるため、地籍調査の早期完了に向け、国、県や各関連分野との調整を行い、「国土調査法第 19 条第 5 項指定」等の活用も検討しながら地籍調査の推進を図る。